

【重要】

2FC1 第 15-11 号

令和 3 年 2 月 19 日

職員 各位

理事長 羽田 健一郎

新型コロナウイルス感染症の対策について（改正発令）

長野県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着き傾向となり、令和 3 年 2 月 16 日、「新型コロナウイルス注意報」が解除され、全圏域の感染警戒レベルが「レベル 1」に引き下げられました。

そこで、先に（2FC1 第 15-10 号、令和 3 年 2 月 8 日付け）発令しました当協会の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策について令和 2 年 2 月 22 日付け改正を行います。当協会の「新型コロナウイルス感染症対策」をレベル 1に引き下げます。事務所内における勤務職員数を通常（全員）とします。

引き続き「新しい職場環境」を推進し、「人と人との距離確保」、「マスクの着用」をお願いするとともに、就労時間以外の行動にも留意するようお願いいたします。

記

- 1 協会対策 別紙-1（改正）
- 2 改正・追加事項の要点 命令体系及び組織運営の通常化、事務所内における勤務職員数の通常化、臨時雇用の再開
- 3 対策期間 令和 3 年 2 月 22 日（月）から当分の間（対策の見直し有り）
- 4 周知 県合同庁舎に事務所を設置している東信、上田分室、南信、中信事務所長は、本対策発令（改正）について地域振興局林務課に報告してください。この対策は協会ホームページに掲載します。会員等への周知もお願いいたします。

一般社団法人長野県林業コンサルタント協会	
専務理事	塩原 豊
技監（担当）	松澤 義明
管理課長	高柳 修一
TEL 026-228-7221	
FAX 026-228-7222	
E-mail honbu@rincon.or.jp	

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の処置対策

一般社団法人 長野県林業コンサルタント協会
改正：令和3年（2021年）2月22日

1 対応（令和3年2月22日から当分の間）

（1）感染地域への滞在及び県外者との接触（改正）

公用・私用の別を問わず令和3年2月22日現在、県境をまたぐ滞在若しくは県外からの訪問者と接触した者は、体調不良、体調変調がある場合は、自宅待機など他者と接触が極力生じないようにする。

特に国内の緊急事態措置が実施されている区域に滞在若しくは同区域の訪問者と接触した者は、所属長に報告し、在宅勤務など他者と接触が極力生じないようにする。

※1 嘱託職員、非常勤職員、事務所に勤務する者を含む

（2）命令体系の維持（改正）

命令体系、組織運営は、通常体制とする。

（3）緊急連絡体制の確認（改正）

緊急連絡体制を確保する。

- ① 職員は、平日、休日を問わず、常に連絡がとれる体制とする。
- ② 平日、休日を問わず、サイボーズを必ず確認する。

（4）現場・監督補助・打ち合わせ等業務（改正）

当協会業務を通常とする。

- ① 測量・設計受託業務に関わる現地測量の業務人数を通常とする。
- ② 監督補助業務は通常とする。
- ③ 市町村等との打ち合わせは通常とする。なお、職員はマスクを着用し、相手側がマスクを着用していない場合は、その対応を中止する。

（5）事務所内の人員抑制（改正）

事務所内の人員は、通常とする。

（6）出張（改正）

現場出張は、安全かつ効率性を考慮し、公用車を用いた自宅から直接現場へ赴き、現場から直接帰宅することを検討する。なお、「車両管理要領（平成24年9月1日）」第6私用の禁止は厳守し、第7の使用手続きをもって行う。

（7）就業（改正）

- ① 当協会職員就業規程第9条（出勤）及び第15条（勤務時間）において、公共交通機関等を利用する職員は時差出勤、時差勤務時間を認める。
- ② 在宅勤務（リモート、テレワーク）が可能な職員は、在宅勤務を認める。在宅勤務においては、事務所内のパソコン等の持ち出しを許可する。
- ③ 職員就業規程第19条の2（休日の代休日）を適用し「休日の振替え出勤」により「人との接触機会の低減」を図る。
- ④ 職員就業規程第32条（特別休暇）の1「感染防止の協力」による特別休暇は以下

とし、課所長は休暇整理簿により管理する。

ア) 県外者との接触があった場合

イ) 接触した県外者が濃厚接触者等、COVID-19の疑いがある場合

ウ) 友人、家族等接触者でCOVID-19の疑いがある場合

エ) 発熱等の風邪症状や体調不良が認められた場合

- ① 課所長は職員の健康状態に配慮し、体調不良が認められるときは、職員就業規程第32条（特別休暇）を命令する。
- ② 課所長は職員の一週間のスケジュールを把握し、事務所内の予定表等を確認できる状態にする。
- ③ 職員は必ずサイボーズのスケジュール欄に予定を書込み、自宅でも確認できる状態とする。

(8) 「新たな職場環境」の推進（継続）

「新しい生活様式」に準拠し、「新しい職場環境」を推進する。

- ① 人と人との距離確保（事務所内の机配置などの検討 → 密着しない配置）
- ② マスクの着用の徹底
- ③ 換気の徹底等（定期的な事務所の換気：暖房時でも窓開放によって換気を行う）
- ④ 手指消毒の徹底
- ⑤ 職場内での検温の実施

(9) 県外出張の禁止（継続）

県外への出張は、契約行為を伴う出張及び中央官庁・中央団体等からの招集を受けた会議であっても原則禁止とする。

(10) 県外者招集の禁止（改正）

業務及び主催者として県外者を招集する会議等を認める。ただし、参加者の健康状態を確認の上、開催するものとする。

(11) 臨時雇用（改正）

臨時現場雇用、事務所内短期間雇用（アルバイト）等の臨時雇用を認める。ただし、被雇用者について十分健康状態を確認の上、雇用すること。

(12) 現場作業の注意事項（マスク着用）（継続）

現場業務（調査・測量・監督補助業務等）に従事する際は、人と人との距離（2m以上）を確保するとともに、マスクを着用する。

(13) 対策の周知と事務所内への入室制限及び来訪者の記録（継続）

- ① 事務所入室箇所（ドア）に、入室に関する注意事項を掲示する。
- ② 入室者の指間消毒の徹底
- ③ 入室者の検温
- ④ マスクの着用
- ⑤ 来訪者^{※3}の氏名、所属、連絡先、検温（体温）、保健所等への連絡の承諾を記載した**来訪者名簿**を作成し、該当の日から14日間は来訪者名簿の管理を行う。

※3 同一の建物（合同庁舎等）における職員にあっても実施する。

(14) 業務に関する会食等（継続）

- ① 業務に関わる会食（昼夜問わず）は設定しない。
- ② 業務に関わる会食に出席する場合は5名以下の人数に限る。
- ③ 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない飲食店及び夜の接待を伴う「キャバレー」、「ナイトクラブ」、「ダンスホール」、「スナック」、「バー」、「ダーツバー」、「パブ」、「性風俗店」、「ライブハウス」を利用する会食には出席しない。

(15) 休暇時間及び就労以外の感染対策（継続）

- ① 休憩時間の更衣室、喫煙所、昼食飲食店、コンビニエンスストア等において「3密」とならないよう感染防止に努める。
- ② 休日及び就労時間外の行動について、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない飲食店及び夜の接待を伴う「キャバレー」、「ナイトクラブ」、「ダンスホール」、「スナック」、「バー」、「ダーツバー」、「パブ」、「性風俗店」、「ライブハウス」は利用しない。

2 基本的対応（継続）

(1) 職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合（レベル5）

① 該当職員

保健所の入院勧告を受け、入院（療養休暇）するとともに、感染した旨を所属及び本部に速やかに報告する。

② 所属及び本部

県合同庁舎に事務所のある東信、上田分室、南信、中信事務所は、職員感染の事実を速やかに地域振興局総務管理課及び林務課に報告する。保健所の指示のもと、他の職員や濃厚接触者及び消毒場所の特定等に協力する。

なお、感染者が発現した事務所は、消毒完了するまでまたは必要な期間（濃厚接触者が全職員に該当する場合等）事務所を閉鎖とする。

(2) 家庭（生活を共にする者）が感染した場合（レベル4）

① 該当職員及び生活を共にする者

保健所の指示による。感染が判明した場合は、その日から自宅待機とし、下記(3)に特定された場合は下記(3)の対応をするとともに、感染者が陰性と判断される日の翌日から換算して14日間の自宅待機とする。併せてその旨を所属及び本部に速やかに報告する。

② 所属及び本部

保健所の指示による。

該当事務所は緊急連絡体制を保てる最小限の事務所機能縮小を行う。

来訪者等の事務所内への入室制限を行う。

(3) 職員及び生活を共にする者が濃厚接触者として特定された場合等（レベル3）

① 該当職員及び生活を共にする者

保健所の指示により、感染者と接触した最後の日の翌日から換算して14日間の自宅待機とする。また、風邪症状等がある職員は速やかに保健所の指示により医療機関を受診する。その旨を所属及び本部に速やかに報告する。

なお、COVID-19に感染していない場合は風邪症状が無くなってから換算して3日間以上自宅待機する。

② 所属及び本部

自宅待機を命令し、その後の経過を順次把握する。該当事務所は連絡体制を保ちつつ、職員出社交代制を導入する。

全事務所 事務所機能縮小（約5割）を行う（県感染警戒レベル4～5発出時）。

来訪者等の事務所内への入室監視を行う。

(4) 職員及び生活を共にする者が県外者等と接触がある場合等（レベル2）

① 該当職員及び生活を共にする者

体調に変調はないが、県外者との接触がある場合、自宅待機者（レベル3）との接触がある場合及び生活を共にする者がCOVID-19感染ではない風邪症状と断定されている場合は、経過観察とし、各自マスク着用、体温計測などを実施する。

② 所属及び本部

経過観察の状況を把握し、体調の変調がみられる場合は自宅待機の命令を発令する。職員出社の抑制（約2割）を導入する（県感染警戒レベル2～3発出時）。

(5) 職員及び生活を共にする者が県外者等と接触がない場合等（レベル1）

① 該当職員及び生活を共にする者

体調に変調がなく、県外への滞在がない場合、業務以外で不特定多数との接触がない場合及び生活を共にする者が体調に変調がなく、県外への滞在や県外からの帰省者がいない場合、家族以外の不特定多数との接触がない場合は、通常勤務とする。

② 所属及び本部

職員出社の抑制を検討する（レベル1であっても県感染警戒レベルが2以上の場合に導入）。

③ 「新しい職場環境」を推進する

- ・ 人と人との距離確保
- ・ マスクの着用
- ・ 換気の徹底等
- ・ 手指の消毒の徹底

【沿革】

- 策定：令和2年（2020年）4月10日
- 改正：令和2年（2020年）4月15日
- 改正：令和2年（2020年）4月20日
- 改正：令和2年（2020年）5月6日
- 改正：令和2年（2020年）5月16日
- 改正：令和2年（2020年）5月26日
- 改正：令和2年（2020年）6月18日
- 改正：令和2年（2020年）11月16日
- 改正：令和3年（2021年）1月18日
- 改正：令和3年（2021年）2月8日
- 改正：令和3年（2021年）2月22日